

機構改革に伴う関係要綱の整備に関する告示新旧対照条文

○湯河原町測量標管理要綱の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考																																
<p>(管理の主体) 第3条 測量標の管理の主管課は、<u>土木課</u>とする。 (町が所管する工事への準用) 第11条 第4条から第9条までの規定は、町が所管する工事で測量標の効用を害するおそれのあるものについて準用する。この場合において、第6条中「施行主体となる者」とあるのは「<u>所管課等長</u>」と、「<u>町長</u>」とあるのは「<u>土木課長</u>」と、読み替えるものとする。</p> <p>様式第8号</p> <table border="1" data-bbox="201 1003 711 1326"> <tr> <td colspan="2">様式第8号（第8条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">湯河原町測量標一時撤去・移転許可書 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>移転先は、<u>土木課</u>と協議すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	様式第8号（第8条関係）		湯河原町測量標一時撤去・移転許可書 (略)		(略)		1	(略)	2	移転先は、 <u>土木課</u> と協議すること。	3	(略)			6	(略)	<p>(管理の主体) 第3条 測量標の管理の主管課は、<u>まちづくり課</u>とする。 (町が所管する工事への準用) 第11条 第4条から第9条までの規定は、町が所管する工事で測量標の効用を害するおそれのあるものについて準用する。この場合において、第6条中「施行主体となる者」とあるのは「<u>所管課等長</u>」と、「<u>町長</u>」とあるのは「<u>まちづくり課長</u>」と、読み替えるものとする。</p> <p>様式第8号</p> <table border="1" data-bbox="772 1003 1283 1326"> <tr> <td colspan="2">様式第8号（第8条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">湯河原町測量標一時撤去・移転許可書 (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>移転先は、<u>まちづくり課</u>と協議すること。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>附 則 (施行期日) 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p>	様式第8号（第8条関係）		湯河原町測量標一時撤去・移転許可書 (略)		(略)		1	(略)	2	移転先は、 <u>まちづくり課</u> と協議すること。	3	(略)			6	(略)	
様式第8号（第8条関係）																																		
湯河原町測量標一時撤去・移転許可書 (略)																																		
(略)																																		
1	(略)																																	
2	移転先は、 <u>土木課</u> と協議すること。																																	
3	(略)																																	
6	(略)																																	
様式第8号（第8条関係）																																		
湯河原町測量標一時撤去・移転許可書 (略)																																		
(略)																																		
1	(略)																																	
2	移転先は、 <u>まちづくり課</u> と協議すること。																																	
3	(略)																																	
6	(略)																																	

○湯河原町小児医療費助成事業実施要綱の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考				
<p>様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">様式第1号（第6条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">① 医療証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">（略）</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">（裏） ご 注 意</p> <p>1 （略） 8 （略）</p> <p>問い合わせ先 神奈川県足柄下郡湯河原町 こども支援課 電話番号 （0465）63-2111（内線 ）</p> </div>	① 医療証	（略）	<p>様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">様式第1号（第6条関係） （表）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">① 医療証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 10px;">（略）</td> </tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">（裏） ご 注 意</p> <p>1 （略） 8 （略）</p> <p>問い合わせ先 神奈川県足柄下郡湯河原町 健康こどもみらい課 電話番号 （0465）63-2111（内線 ）</p> </div> <p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。 	① 医療証	（略）	
① 医療証						
（略）						
① 医療証						
（略）						